

## 新再任用制度に関する意見

昨年7月の国家公務員法及び地方公務員法等の改正により、公務部門における新たな再任用制度が創設され、平成13年4月1日からの施行を控えて、国においては、既に人事院規則等の整備を行ったところである。

高齢職員が長年培ってきた知識・経験を有効活用するとともに、公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えるという法改正の趣旨を踏まえ、都においても、制度の導入に向け下記により速やかに条例・規則等の整備を行っていく必要がある。

### 記

- 1 対象者及びその任期については、国に準じて定めること。
- 2 勤務時間及び休暇については、国に準じて定めること。
- 3 給料月額、再任用職員の職務の級に応じて、別記のとおり定めること。  
ただし、短時間勤務職員にあっては、その額はその者の1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額とすること。
- 4 期末手当は、年間支給月数を2.0月とし、勤勉手当は、年間支給月数を0.5月とすること。その他の手当については、国に準じて定めること。

## 別 記

### 「行政職給料表（一）」適用職務に従事する再任用職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	154,900円	187,900円	224,000円	259,800円	298,600円

職務の級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
給料月額	317,800円	339,600円	376,900円	411,900円	473,700円

### 「公安職給料表」適用職務に従事する再任用職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	224,400円	259,800円	299,700円	319,000円	333,300円

職務の級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料月額	345,200円	359,200円	379,800円	412,400円

### 「教育職給料表」適用職務に従事する再任用職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	298,500円	318,600円	352,700円	436,400円

### 「研究職給料表」適用職務に従事する再任用職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	155,600円	189,300円	226,400円	262,600円	301,900円

職務の級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料月額	321,300円	343,600円	381,300円	417,100円

### 「医療職給料表（一）」適用職務に従事する再任用職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	316,600円	379,800円	434,700円	490,200円

**「医療職給料表（二）」適用職務に従事する再任用職員**

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	156,100円	190,200円	226,000円	261,000円	298,700円
職務の級	6 級	7 級	8 級		
給料月額	317,800円	339,600円	376,900円		

**「医療職給料表（三）」適用職務に従事する再任用職員**

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	164,400円	195,400円	230,400円	262,400円	298,700円
職務の級	6 級	7 級	8 級		
給料月額	317,800円	339,600円	376,900円		

**「小学校・中学校教育職員給料表」適用職務に従事する再任用職員**

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	235,500円	294,100円	363,500円	440,100円

**「高等学校等教育職員給料表」適用職務に従事する再任用職員**

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	247,900円	298,000円	372,100円	451,000円

**「高等専門学校教育職員給料表」適用職務に従事する再任用職員**

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	262,400円	314,500円	341,100円	423,300円	503,400円